

会 議 録

内容承認	公開・非	<開催日>平成18年7月6日(木) <時 間>13:30~16:00 <場 所>新館4階第1委員会室	<傍聴人数> 2名 <傍聴室> 新館4階 議会会議室
富野委員長	公開の別		
承認	公開		

<名称> 平成18年度第1回岸和田市自治基本条例推進委員会

<出席者>

(自治基本条例推進委員会委員出欠状況)○は出席、■は欠席

富野	山口	松村	西出	西野	野	原	片岡	桜井	中村	鈴木	西村	次井
○	○	○	○	○	○	○	■	○	○	○	○	○

事務局)企画調整部:企画調整部長、企画課:池阪課長、西川主幹、池内、陣川

関係課)広報公聴課・改革推進室・総務管財課

その他)野口市長

<議題>

- ・委員長、副委員長の選任
- ・岸和田市自治基本条例の概要と岸和田市自治基本条例推進委員会の役割
- ・関連4制度(5条例)についての概要と運用状況について
- ・今後の委員会の持ち方について

<概要>

- 岸和田市自治基本条例の概要について、別添資料「岸和田市自治基本条例チラシ・自治基本条例概要版冊子」に基づき、また、岸和田市自治基本条例推進委員会の役割については、別紙資料「岸和田市自治基本条例推進委員会規則・岸和田市自治基本条例推進委員会の概要」に基づき説明を行う。

- 正副議長の選出

富野委員を委員長に、山口委員を副委員長に選出

- 関連4制度(5条例)について、関係課職員より順に、別添資料「岸和田市自治基本条例チラシ」、別紙資料「意見聴取制度の運用状況・審議会の公募・公開条例の運用状況について・住民投票の投票資格者」に基づき説明。

- 質疑応答

(委員)

この推進委員会を、実効性のあるものにするために、どのように進めていこうと考えているのか。

また、包括外部監査制度のメリット、デメリットの説明は受けたが、個別監査制度の場合は、情報がなければ、なかなか請求が出来ないという状況の中で、個別外部監査制度の運用のままでいいと考えているのか。もしそうであれば、市民が、より詳しい情報を知るための方策をどのように考えているのか。

(委員長)

岸和田市自治基本条例だけでなく、その他の条例についても実効性が問われる。今の質問

について事務局は、どう考えているのか。

（事務局）

最も効果的な推進委員会の進め方については、後で意見交換を行う予定である。

（改革推進室）

包括外部監査制度と個別外部監査制度について、包括外部監査制度は中核市以上で義務付けられている制度で、それ以下の規模である市町村では、地方自治法上、義務付けられていない。また、制定・検討の段階で、外部監査人がテーマを定めることになるので、市の全項目を監査することは難しい。そのため、個別外部監査制度の方が個々の住民の請求に答えた監査が実施出来ると考えている。

次に情報提供に関しては、情報公開条例の制度・運用にも関わるが、工事等の情報公開についても今後、出来るだけ丁寧に進めていきたい。

（委員）

市民への広報で、一般会計は情報として周知されているが、財政的援助をしている外郭団体の情報については、あまり周知されていない。そのような情報も市民に広報することが、必要ではないか。

（委員長）

そのような情報については、どの程度開示されているか。

（改革推進室）

市から補助金・交付金・貸付金等、金銭的な援助がある団体、それが財政的援助団体で、かなり広範囲に及んでいる。現状では、その範囲を定めていないが、情報として周知出来るものは可能な限り検討する。

（委員）

自治基本条例を策定する過程で、いかに市民と行政が情報を共有するかという課題があった。市民、議会、行政がいかに情報を共有するかが重要で、それについて問題があれば、監査請求がなされることとなる。

また、外部監査制度の問題であるが、包括外部監査制度にすると予算がかなり必要になる。その予算を捻出するのと、個別外部監査制度で実施するのと、その選択についても議論を行った。予算を考えると、とても包括外部監査制度で実施するのは難しく、最終的に個別外部監査制度が選択された。

（委員長）

今の議論は、自治基本条例の第27条、第29条であるが、いずれにしる、個別具体の問題を、どの程度捉えて議論出来るのかが、かなり重要である。今日、恐らく結論は出ないと思われるが、問題を提起されたということで、伺っておきたい。

（委員）

各制度の運用についてであるが、意見聴取制度について、ここで報告されたが推進委員としてどのように受け止めればいいのか。この制度をさらに活用されるような方策等について議論するという方法もあるが、まず意見聴取制度で件数と人数との相違について、どのように解釈すればいいのか。

（広報公聴課）

一人の方が、複数の意見を提出されたためである。

（委員）

一意見についての問答の往復ではなく、一回の意見の中に、複数の問題点を指摘された件数となっているのか。

(広報公聴課)

そうである。一人一件の意見しか提出出来ないのではない。1人の方から複数件の意見ももらっている場合もある。

(委員)

市民から意見をもらった後、行政でどのように処理されるのか。

(広報公聴課)

意見をもらって、その意見を政策等に反映するか否かを考慮するだけではないに、提出された意見に関して市の考え方を返答し、併せて市のホームページにも公開している。

(委員)

少ない件数ではあるが、意見をもらって何か施策に取り入れたことはあるか。

(広報公聴課)

意見聴取制度全般の窓口は広報公聴課だが、そもそも意見聴取を行うかどうかは、直接の担当課が判断し、その担当課が判断に迷う場合は、担当部長、さらに助役を筆頭とする協議会で判断を行うことになっている為、広報公聴課では把握しきれていない。

(委員)

件数が少ない為、判断しづらいが、意見が反映された実績があれば、制度を活用する人が増えてくるのではないか。

(委員長)

情報の出し方の問題であり、縦割り行政とならないように注意が必要である。

この制度の趣旨は住民から意見が出てきた時に、行政がそれを受け止め、住民の意見が施策や事業に明確に反映している状況が見えることが重要である。そして、公表する場合も原課の対応状況も含め、公表することが、自治基本条例条文の趣旨である。

(委員)

市民からすれば、意見を提出し、それがどうなったかが重要である。せっかく意見・制度を設けているのだから、生かして欲しい。

(委員長)

今後、この委員会をどのような方法で進めていくかは、後で意見をもらうことになっているため、事務局から説明された内容についての質問は一旦終了したい。

(全委員)

了承。

(委員長)

予定では、次の議事は自治基本条例が果たす役割についての学識経験者からの意見であるが、学識経験者の意見を単に聞くよりも、議論する中でそれぞれの見解も出てくると思われるため、一つ議事を飛ばし、委員会の持ち方について、各委員の方々から意見をもらいたい。

まず、この委員会の職務は岸和田市自治基本条例推委員会規則で定められており、別紙の規則第2条にある3つとなる。

どちらかというと、制度的な運用について議論してもらうことである。個別具体の条例の内容について、どのように繋ぎあわせればいいのかを含め、議論していきたい。この委員会の持ち方について、他の先生方の意見を聞くこととする。

(副委員長)

先程議論されていた意見の中にも、策定委員会で検討した内容がかなりある。この検証のための委員会で、同じレベルの話をしては仕方がない。この条例は非常にいい条例であるが、誰にとっても100点ではない。各委員が、それぞれこだわった部分もあるが、策定委員会

の中で最終的に最大公約数としてまとめたわけであり、そこについて再度議論を進めてもきりが無い。

また、自治基本条例の全国的な動きを見た時に、既に約50自治体で自治基本条例が策定されている。100%完全な条例を作りたいのであれば、良い条例が他にもあるので、それを参考にすれば、岸和田市自治基本条例もバージョンアップするのであるが、それを行うことが、この推進委員会の役割ではないのではないかと。むしろ、岸和田市における条例の運用の中で課題は何かといったことを白紙から作るのではなく、あくまでも岸和田市の実績から改良すべきことがあれば、それを抽出し、改良する作業が必要である。

例えば、ニセコ条例は昨年改正されたが、議会関係の規定がなかったので、その内容を入れることとした。神奈川県大和市の自治基本条例では、すべての条例を洗い出して体系化するような作業も行っている。

最近の課題として、公益通報の法律が今年4月から施行され、大阪市でも施行されているが、内部通報という新たな課題を条例に取り入れるという方向もある。

また、地方自治法の改正で、助役制を廃止し、副市長制を導入できることとなり、副市長には、シティマネージャー的な役割を担わせることが可能となった。

さらに、行政手続法が改正され、そこには意見聴取制度が導入できることとなり、年次報告の規定をおいている。国に合わせれば、そういう点も必要だが、それを施行後まだ1年も経っていない時期に何をどのように取り上げるのかである。それがこの委員会の役割になってくるのではないかと。

個別の条例の運用状況の報告はしてもらいたいと、部分的に問題があれば、この委員会の議論の対象にすべきである。そうでないようなものについては、とりあえず聞き置くことでいいのではないかと。

むしろ、個別の条例というよりも、自治基本条例本体の改正をこの委員会の対象にした方がいい。他の自治体でパブリックコメントや直接請求制度について委員をしているが、そこでどんな意見が出て、どのように行政側で受け止め直したかを逐一議論しているのは、パブリックコメント委員会である。そういうことを議題にするのであれば、どう改良しようかということではなく、仕組みとして、それを作ればどうかということを大所高所から議論した方がよい。

(委員)

検証と見直しということであるが、検証といっても、まだ施行後1年という事で、現況において、運用上、何が問題かは判りづらい段階ではある。

しかし、一つは、新しい論点で議論して、検討しなければならない新たな問題は何かを、もう少し他の条例を見ながら考える。

もう一つは、今日は関係条例について報告されたが、それ以外に議論したものの答えが出なかった問題で、例えば住民と行政の協働参画をどうするのかという双方の問題がある。それはもう一步議論を進めれば、説明責任の問題、財政の透明化、行政評価等をどうするのかで、直ちにこれをどうするかと答えは出しにくいと、我々だけで決められるのではなく、可能なものを議会等や行政内部でも議論し、もう一步進めた制度にしていく。これが、現況の検証のプラスアルファになるのではないかと。

(委員長)

基本的には、この委員会でどういうことをテーマとして、進めていったらいいか。テーマの決め方であるが、そのテーマを具体的に調査、審議するためには、調査、報告の仕方をどのようにしていくのかである。そして現在条例が施行されているため、行政で進めているも

のをどのように評価して、実際に改善すべきところがあるのかである。これは条例の中身の改善だけではなく、行政活動についての改善もある。つまり、評価とそれに対する議論である。

最終的にこの委員会は市長に建議することになっているため、どのように建議していくのか、いくつかの議論しなければいけないことがある。そのため、これを全部議論出来ないが、各委員で意見があれば、委員会の進め方についての参考意見とさせてもらう。

(委員)

先生方の話で、これを議論するのではなく、新たなテーマから取り組む案が出ているが、自治基本条例が市の憲法という位置付けであれば、他の条例との整合性について、まず、確認しなければならないのではないかと。先程あった財政や行政評価が関連する条例と、どれだけ整合性があるのかを調査しないと、この条例が生きてこない。これが非常に大きな問題ではないか。その中から出てくる課題を新たな論点として上げていく方法が一つの捉え方になるのではないかと。

(委員長)

非常に重要な論点である。市の憲法との位置付けのため、それ以外の条例が、自治基本条例に添った形で再度チェックされ、体系化されるということが必要である。

(委員)

すごく大きなテーマであるため、これを年2回で実施出来るのか。2年間で計4回である。議論しなければならない課題が多く出てくることが予想されるが、日程とか期間の問題について、どんな進め方を考えればいいのか。

(委員長)

事務局の方から、年2回にした理由を説明してもらいたい。

(事務局)

年4回程度の開催が必要であると思うが、審議会であるため、必然的に報酬が必要になる。集中的に審議会を開催したいが、予算等の関係もあり、このような回数となった。しかしながら方法として、場を設けることは年2回しか出来ないが、例えばメーリングリスト、FAX、ホームページ等のツールを使うような工夫も必要である。いろいろ相談をさせてもらいたい、各委員の中でも、良い方法を考えていただければ。

(委員)

自治基本条例をうまく運用させるということがまず前提にある。予算的な制約もあるが、もし可能ならば、この委員会の他に、報酬の関係のない小委員会を設け、そこで議論するのはどうか。そうすると全体の中でこなすことができる。年に1回、2回の開催では足りない。何か工夫がいる。

(委員長)

予算措置は年2回であるが、特に必要があれば、開催出来る。今年度は、我々が工夫しなければいけないが、具体的にどういう努力が必要か。

(委員)

自治基本条例が策定されるまでは、市民委員の方々が、策定委員会を24回、小委員会を16回開催し、一生懸命に取り組まれた。そして、議会の中でも議論して完成したものであるため、それを十分に検証することは大切である。年に1、2回の開催ではなしに、別に何か活発に議論出来る小委員会のようなものを設け、この推進委員会が、より意義ある議論の場になればいい。

(委員長)

小委員会をつくって研究すれば、いろんな情報交換があると思うので、事務局で検討していただき、皆さんに提示してもらいたい。

（委員）

市長から諮問を受けた具体的な事項はないが、見直すためには、ある一定の期間が必要である。年2回開催では、今も深い議論がなされているのに、次回開催時には、また一からとなってしまう。この年2回を動かせないというのであれば、もう少し、早い時期に次の委員会を繰り上げ開催してもらいたい。出来れば、小委員会を設け、どういう問題について作業していくのか責任や分担を決めればいいのか。大所高所からの意見がでるにしても、それを採用するかどうかについては、個々にいろんな意見がでてまとまらないので、本委員会と小委員会をうまく組み合わせて、進めていければいい。4条例の施行についても、その扱いについて実態的な情報を提供いただき、前倒して開催していただきたい。

（委員）

次回開催まで期間が長く、せっかく盛り上がった議論を先送りすることとなる。テーマも広くなる可能性があり、各委員としては、小委員会で作業を行いたいようである。それを踏まえ、委員長、副委員長、事務局で具体的に進める方向を検討いただきたい。それについて本来は委員会にかけて決定しなければならないが、その案については、メールで提案してもらい、各委員から同意をとる。それが決まれば、その案に従って、次回いつ開催するかの大枠を決め、あとの内容は委員長、副委員長に任せることでどうか。

（委員長）

事務局が、1月開催にこだわる理由は何かあるのか。

（事務局）

特にない。年2回ということだけである。

（委員長）

各委員が年2回の開催に対し、もっと回数を増やして議論するという意見が強いので、日程については改めて調整する。委員長、副委員長、事務局の方で案を作らせてもらう。そして、出来るだけ早く各委員に通知し、各委員の意見をもらい、調整していくことでよいか。

（全委員）

了承。

（委員長）

それでは、これで本日の委員会は終了する。